

料金一覧表（外税） ＜特別評価方法認定のための試験＞

1. 劣化の軽減並びに温熱環境（温熱環境・エネルギー消費量）に関することを除く性能表示事項
 (1) 申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる試験の区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額とします。ただし、下記(2)並びに「3. その他」に示す場合はこの限りではありません。

表1

		（い）	（ろ）	（は）
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための試験			<u>290,000円</u>	40,000円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための試験	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための試験	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	370,000円	50,000円
		床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	<u>580,000円</u>	70,000円
		床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	<u>860,000円</u>	<u>100,000円</u>
		床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの	<u>1,110,000円</u>	110,000円
	上に掲げる試験以外のもの		<u>360,000円</u>	50,000円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための試験			<u>460,000円</u>	50,000円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための試験			<u>460,000円</u>	50,000円

- (2) 次に掲げる場合の料金は、前記(1)の規定にかかわらず、1)又は2)に定める額とします。
 1) 技術的認定等（建築基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるものをいう。以下同じ。）に係る性能評価等（一般財団法人 日本建築センター（以下、財団という。）が行うものに限る。）又は評定等業務規程（AR-01）に基づき財団が行う評定を受けた特別評価方法について試験を受けようとする場合は、試験の区分に応じ、次の通りとします。

① 建築材料又は構造方法に係るもの

申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる試験の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に2分の1を乗じた額に（は）欄に掲げる額を加算した額

② 試験方法又は計算方法に係るもの

申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる試験の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に3分の2を乗じた額に（は）欄に掲げる額を加算した額

- 2) 1の申請において、表1の（い）欄に掲げる2以上の試験の区分について試験を受けようとする場合は、それぞれの試験の区分に係る表1の（ろ）欄に掲げる額（前記1)①に規定する場合にあっては（ろ）欄に掲げる額に2分の1を乗じた額、前記1)②に規定する場合にあっては（ろ）欄に掲げる額に3分の2を乗じた額）の合計額にそれぞれの試験の区分に係る（は）欄に掲げる額のうち最も大きい額を加算した額

2. 劣化の軽減並びに温熱環境（温熱環境・エネルギー消費量）に関する性能表示事項

- (1) 申請 1 件につき、表 2 の (い) 欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ) 欄及び (は) 欄に掲げる額の合計額とします。ただし、下記(2)並びに「3. その他」に示す場合はこの限りではありません。

表 2

(い)	(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための試験	560,000 円	40,000 円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための試験	700,000 円	50,000 円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための試験	900,000 円	50,000 円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための試験	900,000 円	50,000 円

- (2) 次に掲げる場合の料金は、前記(1)の規定にかかわらず、1)又は 2)に定める額とします。
- 1) 技術的認定等に係る性能評価等（財団が行うものに限る。）又は評定等業務規程（AR-01）に基づき財団が行う評定を受けた特別評価方法について試験を受けようとする場合は申請 1 件につき、表 2 の (い) 欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ) 欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じた額に (は) 欄に掲げる額を加算した額
 - 2) 1 の申請において、2 以上の試験を受けようとする場合は、当該試験のうち表 2 の区分に係る (ろ) 欄に掲げる額が最大となる試験については、当該最大となる額（前記 1）に規定する場合にあっては (ろ) 欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じた額）、その他の試験についてはそれぞれの試験の表 2 の区分に係る (ろ) 欄に掲げる額に 4 分の 1 を乗じた額をそれぞれの試験の料金とし、これらの合計額にそれぞれの試験の区分に係る (は) 欄に掲げる額のうち最も大きい額を加算した額

3. その他

- (1) 次に掲げる場合は、前記 1、2 の規定にかかわらず、料金を個別に算定します。
- 1) 試験ガイドラインが定められていない特別評価方法など、申請に係る特別評価方法の内容等によって上記に定める方法により難しい場合
 - 2) 試験に係る実物等の提供を受け、追加試験その他の方法により審査を行う場合
 - 3) 財団の責めに帰すことができない事由により業務期日が延期された場合
 - 4) 構造の安定に関する性能表示事項の試験において、同一敷地内の類似の建築物を複数同時に申請するなど、審査を効率的に行うことができる場合
- (2) 試験における審査（委員会での受付及び報告を除いた部会等の会議による審査又は会議以外での審査）が 1)又は 2)に定める回数（初見の審査又は 1 の指摘事項回答書の審査につき 1 回）を超えた場合、超過 1 回につき、会議による審査は 250,000 円、会議以外での審査は 125,000 円を追加請求することができるものとします。なお、3（1）の規定により料金を個別に算定した場合には、表 3 の回数を個別に設定することができるものとします。
- 1) 1 の申請においての試験を受けようとする場合は、表 3 (い) 欄の試験の区分に応じ (ろ) 欄の回数
 - 2) 1 の申請において 2 以上の試験を受けようとする場合は、申請のあった試験の表 3 (い) 欄の区分に係る (ろ) 欄の回数のうち最も大きい回数と試験の数から 1 を減じた回数の合計の回数

表 3

(い)	(ろ)
特別の建築材料に応じて評価する方法の試験	4 回
特別の構造方法に応じて評価する方法の試験	5 回
特別の試験方法に応じて評価する方法の試験	6 回
特別の計算方法に応じて評価する方法の試験	6 回

- (3) 施行規則第 83 条第 2 項の規定に基づき、試験の結果の証明書の再交付を申請する場合の料金は、1 件につき 55,000 円とします。

<消費税の取扱い>

10%の消費税が課税されます。

注) アンダーライン部分が令和元年 10 月 1 日に改定されました。

以上